

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき資源循環分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準案」に対する意見募集(パブリックコメント)について

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき資源循環分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準案」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和8年3月19日(木)から令和8年4月18日(土)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行います。

1. 意見募集の対象

(告示) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき資源循環分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準案

2. 意見募集要項

(1) 募集期間

令和8年3月19日(木)から令和8年4月18日(土)まで
(※郵送の場合は締切日17時必着)

(2) 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用する場合

電子政府の総合窓口(e-Gov)の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

(意見提出様式)

[件名] 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき資源循環分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準案」に対する意見

(封筒に件名を赤字で記載してください。)

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

<注意事項>

- ・ 御意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送の場合は、A4版の用紙にて提出してください。
- ・ 電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省環境再生・資源循環局資源循環課業振興L 宛て

(3) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、140円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき資源循環分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準案」に対する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記(2)②の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 注意事項

- ・ 御提出いただいた意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、当該箇所を伏せて公表させていただくことがあります。

(5) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL : 03-3581-3351 (内線 6856)
電子メール : sanpai07@env.go.jp